

推進分野－３：

ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

コロナ禍において世界各地で起きている、人権・労働組合権の侵害行為へ対処していくため、連合の「国際労働戦略」を踏まえて、建設的労使関係にもとづいた国際労働運動を様々な組織と連携し、推進する。また、グローバル化の進展に伴い多発している労使紛争の未然防止や解決促進に取り組む。

1. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

- (1) アジア太平洋地域を中心とする人権・労働組合権・民主主義が脆弱な国での民主的な労働運動を支援する。とりわけ、ミャンマーについては、ミャンマー労働組合総連盟（CTUM）との二組織間の支援、および、国際組織（ITUC、ITUC-AP、ILO）との協働関係の中で積極的な役割を果たすことにより、民政復帰と労働組合活動の正常化に取り組む。
- (2) ILOの中核的労働基準8条約のうち未批准の第105号条約（強制労働の廃止）については、批准のための整備法が成立したことを踏まえ、早急な批准手続きを求める。第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）については、早急に批准させるため、引き続き取り組みを進める。また、公務員の労働基本権の回復に向けては、ILOへの定期報告制度を活用した取り組みを継続する。
- (3) 2020年10月に策定された「ビジネスと人権に関する国別行動計画」（2020-2025）の着実な実施を求め、企業活動における人権尊重をはかる。

2. 国際組織との連携強化

- (1) ITUC、経済開発協力機構労働組合諮問委員会（OECD-TUAC）、国際産業別組織（GUFs）で構成される国内外のグローバルユニオンと協力し、コロナ禍からのより良い再建（ビルド・バック・ベター）の実現、国際的な共通課題の克服、建設的労使関係の普及をはかる。
- (2) コロナ禍の影響も見極めながら、必要に応じてITUC加盟組織や近隣の主要ナショナルセンターとの二国間協議を行い、両国の労働運動や直面する課題を共有しあい、連帯を強める。
- (3) G20・G7などの政府間会合において、すべての労働者のディーセント・ワークの実現に向け、労働組合、使用者、ILO、OECDといった国際機関などを含めた社会対話を確立・充実させ、労働者の意見が政策に反映されるよう取り組む。
- (4) アジア太平洋地域における建設的労使関係の構築を通じたディーセント・ワークの実現に貢献するため、ITUCアジア太平洋地域組織（ITUC-AP）の諸活動への積極的参加および支援を行う。
- (5) アジア太平洋地域で労使が建設的に話し合う実践的な取り組みの実施についてITUC-APおよびJILAFと検討する。
- (6) 来日前の外国人労働者の基本的な労働者の権利擁護の支援のため、送り出し国の労働組合と、双方の役割についての対話を模索する。
- (7) グローバルユニオンの活動および世界の労働運動をリードする欧州各国労組から情報収集し、国内の取り組みに活かす。
- (8) 「NGO-労働組合国際協働フォーラム」および「児童労働ネットワーク（CL-Net）」を通じて、NGOと連携・協働し、国際的な課題の解決に取り組む。

3. 労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

- (1) 「ILO多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」、「OECD多国籍企業行動指針」、「OECDデューデリジェンス・ガイダンス」など企業行動の国際ルールの組織内における理解促進の取り組み強化を通じて、より良い企業行動を促進する。
- (2) 「OECD多国籍企業行動指針」の実効性と運用体制を強化するため、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」にもとづき、政府に対して、ナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）の運用改善と労使紛争の迅速な解決を求める。
- (3) JILAFと連携した二国間セミナーの開催を通じて、アジア地域の日系多国籍企業の労使紛争の回避に向けて取り組む。
- (4) 海外での労使紛争解決に向けて、GUFs、構成組織と連携して問題解決を促進する。